

津山中央訪問看護ステーション運営規程（介護保険）

第1条（事業の目的）

- （1） 病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にある高齢者、又は疾病等により居宅に置いて継続して療養を受ける状態にある者でかかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた介護保険の被保険者で、市町村により要介護要支援と認定された者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。
- （2） この事業は、対象者の生活の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、快復を図るとともに、在宅診療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- （1） 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- （2） 当事業所は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

第3条（事業所の名称等）

- （1） 名称：津山中央訪問看護ステーション
- （2） 所在地：岡山県津山市元魚町12番地

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

津山中央訪問看護ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者：看護師1名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。また、事業所の看護師等の管理、訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、自らも事業の提供にあたる。
- （2） 看護師：5名以上（管理者は兼務）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- （3） 事務職員：1名
保険請求・一般事務を担当する。
上記員数は状況に応じて増減するが、国が定める人員基準は下回らないものとする。

第5条（営業日及び営業時間）

津山中央訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日：通常 月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日、12月31日、1月2日、1月3日を除く。
- （2） 営業時間：平日8時30分～17時30分
土曜日8時30分～13時

第6条（訪問看護の提供方法）

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- （1） 訪問看護の提供は主治医が交付した指示書、ケアマネジャーのサービス提供票に基づいて看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
サービスの内容については、ケアマネジャーと連携を図り、利用者の要求に対応した、質の高いサービスの提供に努める。

第7条（訪問看護の実施地域）

訪問看護の実施地域は下記のとおりとする。

津山市（旧阿波村を除く）

美咲町（旧旭町を除く）
鏡野町（旧上齋原村、富村を除く）

第8条（訪問看護の内容）

訪問看護の内容は次のとおりとする。

- （1） 病状・障害の観察
- （2） 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- （3） 褥瘡の予防・処置
- （4） ターミナルケア、認知症利用者の看護
- （5） 療養生活や介護方法の指導・助言
- （6） カテーテル等の交換・管理
- （7） その他医師の指示による医療処置
- （8） 福祉・その他コメディカルとの連携

第9条（緊急時における対応方法）

- （1） 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- （2） 主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。尚、看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、ケアマネジャーに報告しなければならない。

第10条（衛生管理等）

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- （3） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第11条（利用料）

- （1） 訪問看護を提供した場合、利用者から介護報酬上の告知額を徴収する。尚、介護報酬上の告示額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。
- （2） 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- （4） その他、利用者の申し出により、次の訪問看護を提供した場合は、利用料として、次の額を徴収する。

●1時間30分を超える訪問看護利用料

営業時間内	(月～金) 8:30～17:30 (土) 8:30～13:00	1,000 円／30 分
時間外	(月～土) 上記時間帯 以外	1,650 円／30 分
休日	日曜日・祝日・12/31・1/2・1/3	1,780 円／30 分
深夜	(月～日・祝日) 22:00～翌6:00	1,980 円／30 分

●エンゼルケア料

エンゼルケア料金	16,500 円
----------	----------

第12条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともにその結果について 従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備。
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- （5）訪問看護等の提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第13条（業務継続計画の策定等）

- （1）事業所は、感染症や非常災害の発生の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- （2）事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- （3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条（その他運営についての留意事項）

- （1）訪問看護ステーションは、社会使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- （2）秘密保持及び守秘義務
 - ① 事業所の従事者は、正当な理由がない限り、業務上利用者に対する居宅サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は漏らさない。契約終了後も同様とする。
 - ② 事業所の従事者は、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密は、退職後においても漏らす事が無いよう必要な措置を講じる。
- （3）事業所の従事者は、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ書面による利用者又は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者又は利用者の家族の個人情報は用いない。
- （4）事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じるものとする。
- （5）この規定に定める事項の他、運営に関する事項は一般財団法人津山慈風会が定めるものとする。
- （6）苦情相談窓口を設置し、苦情相談の対応にあたる。

窓口	一般財団法人津山慈風会	統括看護部長	西川 秀香
訪問看護ステーション		管理者	竹内 美里

付則 この規定は、令和 1年10月1日より施行する。

平成12年	4月	1日	制定
平成16年	11月	1日	一部改定
平成17年	4月	1日	一部改定
平成18年	3月	1日	一部改定
平成18年	7月	31日	一部改定

平成19年	4月20日	一部改定
平成19年	9月1日	一部改定
平成20年	4月1日	一部改定
平成20年	6月1日	一部改定
平成21年	4月1日	一部改定
平成21年	7月1日	一部改定
平成24年	4月1日	一部改定
平成25年	11月1日	一部改定
平成26年	4月1日	一部改定
平成27年	4月1日	一部改定
令和1年	10月1日	一部改定
令和6年	4月1日	一部改定